

枚方市議会定例会議案書  
(令和7年3月緊急議会)

目 次

議案第135号 枚方市税条例の一部改正について

… 1



議案第 135 号

枚方市税条例の一部改正について

次のとおり枚方市税条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年（2025年）3 月 31 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由

- 1 軽自動車税（種別割）に係る原動機付自転車の車両区分を見直すため。
- 2 特定マンションに対する固定資産税の減額措置に係る申告手続の特例措置を定めるため。

枚方市税条例の一部を改正する条例

枚方市税条例（平成14年枚方市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第28条第9項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第91条第1号イ中「ニ」を「ハ及びホ」に改め、同号ロ中「0.09リットル以下のもの」の次に「（ハに掲げるものを除く。）」を加え、同号ニを同号ホとし、同号ハ中「0.09リットルを超えるもの」の次に「（ハに掲げるものを除く。）」を加え、同号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ 二輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの  
年額 2,000円

附則第13条の2第15項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同条第16項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同条第17項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同条第18項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改める。

附則第14条第14項を同条第15項とし、同条第13項の次に次の1項を加える。

14 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

附則第32条中「第34項、第37項、第38項、第42項若しくは第45項」を「第33項、第36項、第37項、第41項若しくは第44項」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の附則第14条第14項の規定は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第91条第1号の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

新（改正後）	旧（現 行）
<p>（市民税の申告）</p> <p>第28条 [略]</p> <p>2～8 [略]</p> <p>9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第13条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなったものに、当該該当することとなった日から2月以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）<u>第2条第16項</u>に規定する法人番号をいう。以下同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項について、規則で定める書類を添付し、申告させることができる。この場合において、申告した事項に異動が生じたときも、同様とする。</p> <p>（種別割の税率）</p> <p>第91条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車</p> <p>イ 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（<u>ハ及びホ</u>に掲げるものを除く。） 年額 2,000円</p> <p>ロ 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下</p>	<p>（市民税の申告）</p> <p>第28条 [略]</p> <p>2～8 [略]</p> <p>9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第13条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなったものに、当該該当することとなった日から2月以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）<u>第2条第15項</u>に規定する法人番号をいう。以下同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項について、規則で定める書類を添付し、申告させることができる。この場合において、申告した事項に異動が生じたときも、同様とする。</p> <p>（種別割の税率）</p> <p>第91条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車</p> <p>イ 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（<u>ニ</u>に掲げるものを除く。） 年額 2,000円</p> <p>ロ 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>のもの（ハに掲げるものを除く。）又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円</p> <p>ハ 二輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円</p> <p>ニ 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの（ハに掲げるものを除く。）又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円</p> <p>ホ [略]</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>附 則</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第13条の2 [略]</p> <p>2～14 [略]</p> <p>15 法附則第15条第36項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>16 法附則第15条第37項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>17 法附則第15条第40項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。</p> <p>18 法附則第15条第41項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>19・20 [略]</p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第14条 [略]</p>	<p>のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円</p> <p>ハ 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円</p> <p>ニ [略]</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>附 則</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第13条の2 [略]</p> <p>2～14 [略]</p> <p>15 法附則第15条第37項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>16 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>17 法附則第15条第41項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。</p> <p>18 法附則第15条第42項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>19・20 [略]</p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第14条 [略]</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>2～13 [略]</p> <p>14 <u>市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。</u></p> <p>15 [略]</p> <p>（読替規定）</p> <p>第32条 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項、第32項、<u>第33項、第36項、第37項、第41項若しくは第44項、</u>第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第153条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p>	<p>2～13 [略]</p> <p>14 [略]</p> <p>（読替規定）</p> <p>第32条 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項、第32項、<u>第34項、第37項、第38項、第42項若しくは第45項、</u>第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第153条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p>